

東浦町生活応援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活又は暮らしを支援する観点から、住民税均等割のみが課税される世帯等に対して予算の範囲内において給付する東浦町生活応援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第5条第1項に規定する申請の日時点において町の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号に掲げる世帯のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

(1) 令和3年度分の市町村民税均等割のみ課税される世帯

同一の世帯に属する構成員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税均等割が課されていない者、令和3年度分の市町村民税均等割のみ課税されている者又は東浦町税条例（昭和29年東浦町条例第48号）で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯

(2) 令和4年度分の市町村民税均等割のみ課税される世帯

同一の世帯に属する構成員が、地方税法の規定による令和4年度分の市町村民税均等割が課されていない者、令和4年度分の市町村民税均等割のみ課税されている者又は東浦町税条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯（前号に掲げる世帯を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官通知「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」別添）及び令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和4年4月1日付け府政経運第139号内閣府政策統括官通知「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」別添）による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（以下「非課税世帯給付金」という。）の支給を受けた世帯は対象としないものとする。

(支給額)

第3条 対象者に対して支給する給付金の金額は、1世帯あたり5万円とする。

(受給権者)

第4条 給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）を給付金の受給権者とする。

2 配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める

措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、町長が別に定める。

(支給の方式)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、東浦町生活応援給付金申請書（請求書）（様式第1）による申請を令和4年9月30日までにするものとする。

2 支給の方式は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口に出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 町長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条第1項の規定による支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 受給権者の属する世帯の構成員

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合、町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 町は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給の決定)

第7条 町長は、第5条の規定により申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し給付金を支給する。

(給付金の返還)

第8条 町長は、給付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

- (1) 非課税世帯給付金の交付決定を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月7日から施行する。